

賛助会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人科学技術広報財団（以下「この法人」という。）の賛助会に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 賛助会員は、この法人の事業目的に賛同し、その活動を支援するとともに、科学技術の振興に貢献することを目指すものとする。

(会員)

第2条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、毎年度賛助会費を納入する団体及び個人とする。

(入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申し込み用紙を理事長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第4条 賛助会員は、毎年度賛助会費を納入するものとする。

2 年会費は1口10万円とし1口以上とする。

3 会費については、この法人の寄附金等取扱規程第4条第1項に定めるこの法人に対する一般寄附金として取り扱い、総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(事業)

第5条 この法人は、支援への謝意を表すために、会員に対して次のことを行う。

- ①会員は優先的にこの法人の事業に参加し成果を活用する等の特典を受けるものとする。
- ②会員と、産業界、研究機関、教育機関などとのネットワークづくりを行う。
- ③会員に対して、毎年1回の事業の概要を報告するものとする。
- ④その他

(退会)

第6条 賛助会員は、退会通知をこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

3 個人である会員が死亡し又は法人である会員が解散したときは、退会したもののみならず。

(改正)

第7条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。